

被保険者証氏名欄の旧姓併記に関する申出書

私は、被保険者の氏名欄に、旧姓を併記することを希望いたします。

申出日	年 月 日	
被保険者証	記号	番号
戸籍上の氏名	姓	名
	(フリガナ)	(フリガナ)
旧姓	姓	記載・変更・削除 (※)
	(フリガナ)	
生年月日	年 月 日	
備考		

(※)記載…旧姓を記載する場合 変更…記載している旧姓を変更する場合 削除…記載している旧姓を削除する場合

————— 以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。 —————

発行証	保険証 ・ 限度額認定証 ・ 標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病
-----	----------------------------------

受付日付印

◎ 旧姓併記のお申出の際にご留意いただきたい事項

1. この申出書は、被保険者証の再交付申請書に併せて提出してください。
2. この申出書には、次の証明書類のいずれか(コピー不可)を添えて下さい。
 - (1) 旧姓を併記した住民票の写し
 - (2) 旧姓と戸籍姓が確認できる戸籍謄(抄)本
 - (3) その他(旧姓と戸籍姓が確認できる公的証明書)
3. この申出書は、事業主を経由して(※1)提出してください。

※1 任意継続健康保険の加入者を除く
4. 旧姓は、被保険者証の氏名欄に括弧書きで記載します(※2)。

※2 字数の制限により、裏面に旧姓記載となる場合があります。
5. 協会の氏名の登録が、カタカナ表記のみである(漢字かな表記がない)場合は、併記する旧姓もカタカナ表記のみとなります。
6. 高齢受給者証、限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の旧姓併記を希望する場合は、本申出書の備考欄に、その旨を記入してください。

◎ 旧姓を併記した保険証交付後にご留意いただきたい事項

1. この申出が承認された場合に、旧姓が併記されるのは、申出者の被保険者証のみです。

承認後も、ご家族の被保険者証や各種通知書等に記載の申出者の氏名につきましては、戸籍上の氏名で表記されます。
2. お勤めの事業所が県外へ移転されたこと等により、被保険者証の記号と番号が変更となる場合は、新住所を管轄する都道府県支部より戸籍上の氏名を表記した被保険者証を交付します。

この場合は、再度、移転先の都道府県支部へ旧姓併記に係る申請書類をご提出いただく必要があります。
3. 現在お持ちの被保険者証は旧姓を併記した被保険者証の交付を受けた後に返却してください。